

都市計画法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

目次

○ 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）（抄）

..... 1

改 正 案	現 行
<p>（法第三十四条第十一号の土地の区域を条例で指定する場合の基準） 第二十九条の九 法第三十四条第十一号（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める基準は、同号の条例で指定する土地の区域に、原則として、次に掲げる区域を含まないこととする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項の浸水被害防止区域</p> <p>六・七 （略）</p>	<p>（法第三十四条第十一号の土地の区域を条例で指定する場合の基準） 第二十九条の九 法第三十四条第十一号（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める基準は、同号の条例で指定する土地の区域に、原則として、次に掲げる区域を含まないこととする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>五・六 （略）</p>